

都市再生特別措置法(以下「法」という。)に基づき、令和5年10月1日※以降に

- 一定規模以上の住宅の開発・建築等行為
- 誘導施設の建築を目的とする開発・建築等行為
- 誘導施設の休廃止

をする場合は、事前に届出が必要です！

※ 北名古屋市立地適正化計画を令和5年10月1日に公表することに伴うものです。

1. 届出が必要となる行為

(1) 居住誘導区域※¹外における次の行為(法第88条第1項)

<開発行為>

- ◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ◆ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、区域面積 1,000 m²以上の規模のもの

<建築等行為>

- ◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(2) 都市機能誘導区域※¹外における次の行為(法第108条第1項)

<開発行為>

- ◆ 市が定めた誘導施設※²を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

<建築等行為>

- ◆ 市が定めた誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆ 建築物を改築し、市が定めた誘導施設を有する建築物とする場合
- ◆ 建築物の用途を変更して、市が定めた誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 都市機能誘導区域※¹内における次の行為(法第108条の2第1項)

- ◆ 市が定めた誘導施設を休廃止する場合

※1 居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、市ホームページでご確認ください。
※2 届出が必要となる誘導施設については裏面をご覧ください。

届出の詳しい手引きを市ホームページでご確認いただけます。



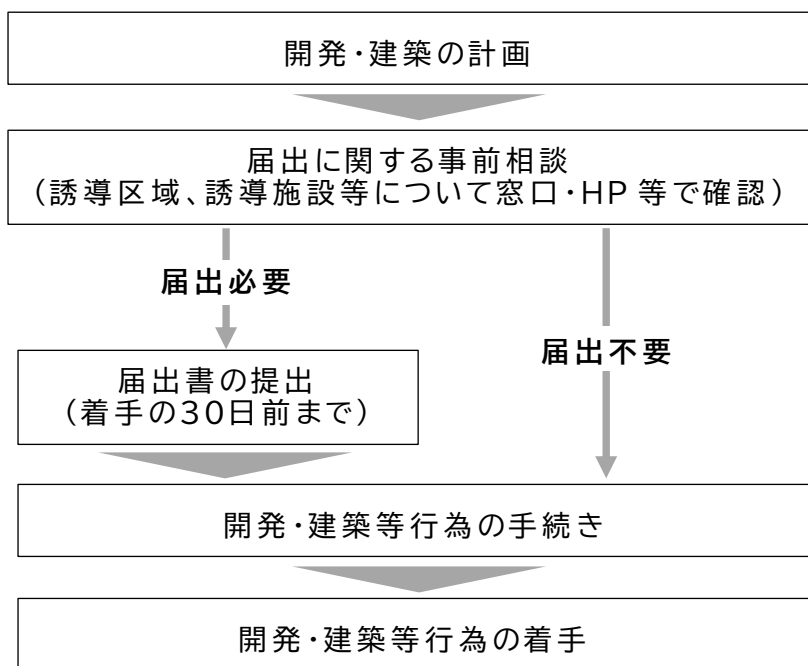
2. 届出の必要な誘導施設

届出の対象となる誘導施設は下表のとおりです。

誘導施設	定義	都市機能誘導区域	
		西春駅周辺	徳重・名古屋芸大駅周辺
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設	●	●
乳幼児一時預かり施設	厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの	●	●
子ども送迎センター	厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの	●	●
商業施設 (総合スーパー等)	日用品や食料品を扱う百貨店、総合スーパー等で店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積)が8,000㎡以上の店舗	●	●
ホール・文化会館	ホール・文化会館に関する用途に供する床面積の合計が500㎡以上のもの	—	●
図書館	図書館に関する用途に供する床面積の合計が500㎡以上のもの	—	●

3. 届出の流れ

届出書は行為に着手する30日前までに都市整備課へ1部提出してください。



-----注意点-----

- ◆届出は開発許可申請や建築許可申請に先行して行ってください。
- ◆届出書の様式はホームページでダウンロードしてください。
- ◆受付印を押した届出書の控えが必要な場合は、副本を用意してください。
- ◆届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為等を行った場合は、30万円以下の罰金に処される場合があります。(法第130条)
- ◆届出後、行為の計画に変更があった場合には変更の届出が必要です。
- ◆届出業務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

問合せ先 北名古屋市 建設部 都市整備課(市役所西庁舎2階)

TEL:0568-22-1111 MAIL:toshi@city.kitanagoya.lg.jp